

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 売払内容

(1) 売り払う権利

鳥取県の広報紙「とっとり県政だより」の令和 7 年 4 月号から令和 8 年 3 月号までの各号の最終面の広告枠へ広告を掲載する権利

(2) 「とっとり県政だより」の概要

ア 規格 A4 版、4 色カラー、8 ページ（年に 1 回、ページ数を 12 ページに変更する月がある。）

イ 主な配布先 鳥取県内の各世帯、公共施設等

ウ 発行部数 約 19 万 4 千部（増減する可能性がある。）

エ 発行日 毎月 1 日発行

(3) 広告枠の仕様及び数量

ア 広告枠の位置・枠数 5 段組の上から 4 段目及び 5 段目を各 1 枠とする計 2 枠（1 月当たり）

イ 広告枠の規格 1 枠当たり縦 44 ミリメートル×横 176 ミリメートル

1 枠を分割し複数の広告を掲載すること又は 2 枠を結合し単一の広告若しくは複数の広告を掲載することを妨げない。

(4) 広告作成等に係る条件

別紙「とっとり県政だより広告作成等要領」（以下「要領」という。）による。

2 公告の日 令和 6 年 12 月 2 日（月）

3 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がイベント・広告・企画の広告・広報に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和 6 年 12 月 9 日（月）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより 6 の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに 6 の（2）の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

4 契約する者

鳥取市東町一丁目 220

鳥取県

鳥取県知事 平井伸治

5 契約担当部局

鳥取県総務部行政体制整備局行財政改革推進課

6 入札手続

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部行政体制整備局行財政改革推進課

電話 0857-26-7612

メールアドレス gyouzaisei-kaikaku@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に令和7年1月17日（金）午後5時必着で送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和7年1月20日（月）午前11時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、令和7年1月17日（金）午後5時とする。

イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県庁本庁舎 地下1階政策戦略本部・総務部会議室

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に12を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 調達に対する疑義

(1) 入札説明書、要領等に対して疑義がある場合は、令和6年12月9日（月）正午までに限り、6の(1)の問合せ先に説明を求めることができる。

なお、問合せは、電子メールで行うこと。

(2) 問合せに対する回答は、令和6年12月13日（金）にインターネットのホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/315013.htm>) によりまとめて閲覧に供する。

9 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、本件公告に示した参加資格に適合することの入札参加資格確認書（様式第1号）を、15の提出先に令和6年12月26日（木）午後5時までに提出し

なければならない。

なお、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない

10 入札及び開札

- (1) 入札金額は、1の(1)に掲げる権利の1月当たりの単価(課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税を含めた金額)を記載すること。併せて、課税事業者にあつては、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。
- (2) 入札者は、会計法令、会計規則、本件公告、要領及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (3) 入札後、本件公告、要領及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出すること。
- (5) 入札者は、入札書の記載内容を抹消、訂正又は挿入をするときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、訂正できない。
- (6) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (7) 入札書及び委任状の様式は、様式第2号及び様式第3号のとおりとすること。
- (8) 入札書及び委任状の宛名は「鳥取県知事 平井 伸治」とすること。

11 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (4) 委任状のない代理人の入札
- (5) 入札に関して不正のあった者の入札
- (6) 記名押印のない入札書による入札
- (7) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (8) 会計法令、会計規則、本件公告及びこの入札説明書に違反した入札

12 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格以上の額で最高価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

13 契約書作成の要否

要(別添契約書案のとおり)

14 手続における交渉の有無

無

15 資格審査に関する事項の照会先及び入札参加資格確認書等の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部行政体制整備局行財政改革推進課

電話 0857-26-7612 担当：荒谷

16 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税等に係る免税事業者届出書(様式第4号)を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

- (4) 契約の相手方（以下「契約者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、鳥取県は契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。
- なお、契約者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、契約者は違約金として、契約金額に12を乗じて得た額の10分の1に相当する金額を発注者に支払うものとする。
- また、契約者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
- (ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
- (イ) 暴力団員を雇用すること。
- (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (5) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約に関する同意書（様式第5号）を、6の（1）の場所に提出すること。
- なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。